

# ASEAN+3 緊急米備蓄 (APTERR) について

## ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve (APTERR)

### 1. 目的

- 東アジア地域 (ASEAN10 各国※、日本、中国及び韓国) における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。
  - ※ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの10か国。

### 2. 枠組み

- APTERR は、現物備蓄 (又は現金備蓄) と申告備蓄から構成され、APTERR 協定の加盟国は、一定量の申告 (イヤマーク) を行う。
  - ・ 現物備蓄  
緊急時の初期対応として放出 (迅速な対応として現金備蓄による放出も活用)。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。
  - ・ 申告備蓄  
加盟国が保有する在庫のうち、緊急時に放出可能として申告された数量を放出。

### 3. 経緯

- 2002年10月 ASEAN+3 農林大臣会合  
「東アジア緊急米備蓄 (EAERR) パイロット・プロジェクト」の開始を承認
- 2004年3月 ~ 2010年2月 パイロット・プロジェクトの実施
- 2012年7月 APTERR 協定発効
- 2016年8月 国際機関として法人格を取得

### 4. 組織

- 事務局：タイ (バンコク) に設置
- 事務局長：Dr. Choomjet Karnjanakesorn タイ (2022年5月就任)
- 理事会：年1回開催
- 作業部会：年1~2回開催

### 5. 我が国の貢献

- ①我が国政府米を活用した現物備蓄事業、②我が国の拠出金を活用した現金備蓄事業を通じて、災害対策 (台風、洪水等) や貧困緩和対策を実施。

#### 【現在までの実績】

- ① 現物備蓄事業 [我が国政府米等を活用] 計 7,751 トン (協定発効以降 5,692 トン)
- ② 現金備蓄事業 [現地にてコメ調達] 計 2,067 トン (協定発効以降 1,540 トン)

- アプター協定発効後の支援は以下のとおり。

| 対象国   | 実施年月 (備蓄放出要因)   |
|-------|---|
| フィリピン | 2013年10月 (台風)、2015年3月 (台風)、2016年5月 (台風)、<br>2018年1月 (避難民)、2019年9月 (台風)、2020年10月 (火山噴火)、<br>2021年10月 (新型コロナ)、2022年3月 (台風)、2023年7月 (火山噴火)、<br>2023年11月 (持ち帰り支援) |
| ラオス   | 2013年10月 (干ばつ)、2014年1月 (洪水)、2018年3月 (洪水)、<br>2022年12月 (洪水・地滑り)  |
| カンボジア | 2016年8月 (干ばつ)、2016年10月 (貧困対策)、2021年3月 (洪水・干ばつ)、<br>2021年4月 (新型コロナウイルス感染拡大)、2023年5月 (洪水・地滑り)<br>2023年10月 (洪水)  |
| ミャンマー | 2018年2月 (地滑り・避難民)、2018年8月 (洪水)、2020年3月 (避難民)、<br>2020年11月 (新型コロナウイルス感染拡大)、2023年1月 (貧困対策等)<br>2023年7月 (サイクロン)  |

※ 実施年月は備蓄米の被災者への引渡年月。

※ 上記の他、下記の事業が進行中 (2023年12月05日現在)。

- ・ フィリピン：現物備蓄 (精米300トン・加工米飯2トン (配備手続き中))
- ・ ラオス：現物備蓄 (精米320トン・加工米飯2トン (配備手続き中))

- 2018年、我が国とフィリピンの間で、申告備蓄 (Tier1) 事業の実施に係る協力覚書に署名 (1万トン)。2021年10月、同覚書の期間を2024年まで延長。